

藤枝市週休２日工事（土木工事）特記仕様書

（目的）

第１条 本特記仕様書は、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場における休日確保型工事の実施に伴い必要となる経費を適切に計上することにより、週休２日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境の改善を目的とする。

（用語の定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（後片付け期間を除く。）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（６日間）、夏季休暇（３日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (2) 休工日 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め１日を通して現場や現場事務所が閉所された日（巡回パトロール・保守点検等、現場管理上必要な作業のみを行う場合は休工日に含む。）をいう。
- (3) 現場閉所率 対象期間における休工日の割合（休工日数／対象期間日数）を百分率で表示したものをいう。
- (4) 月単位の週休２日 対象期間の全ての月において、週休２日の状態をいう。
ただし、土曜日、日曜日の日数の割合が２８．５％に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。
- (5) 通期の週休２日 対象期間の現場閉所率が２８．５％以上の状態をいう。

（費用の計上）

第３条 週休２日工事の費用計上は、対象期間中の現場の閉所状況に応じ、静岡県が定める「週休２日推進工事積算要領」の規定に準じ、補正係数を乗じて行うものとする。

（実施方法）

第４条 週休２日工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに４週８休以上の休工日取得計画表を監督員に提出しこれに基づき施工を行う。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度、変更した休工日取得計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、休工日及び現場閉所率について確認を行う。なお、４週８休以上の休工日が確保できなかった場合には、静岡県週休２日推進工事（土木工事）実施要領の規定に準じ、現場閉所率に応じた費用計上

による減額変更契約を行うものとする。

(工期設定の条件)

第5条 設定された工期に見込まれている特記事項は、次のとおりとする。

- (1) 雨休率 休日と降雨降雪日の年間の発生率をいう。この場合において、休日は、日曜日及び土曜日、祝日、年末年始休暇（6日）並びに夏季休暇（3日）とし、降雨降雪日は地域ごとに算出が困難なため、「0.8」とする。
- (2) 工事の性格 () 日
- (3) 地域の事情 () 日
- (4) 自然条件 () 日
- (5) その他 () 日